



答申第 940 号
令和 3 年 6 月 28 日



神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕



答 申

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、令和 3 年 6 月 24 日付け神こ家第 1683 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分) 事業の実施に伴う
児童手当データの利用について
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」について)

- 1 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金を支給するため、こども家庭局家庭支援課が保有する児童手当受給者情報を利用して、対象者の抽出等を行うことは、正確かつ迅速な事業の実施に寄与し、公益に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分) 事業の実施に伴う
児童手当データの利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

別紙
答申 940

【児童手当受給者情報】

○受給者に関する情報

事業コード
福祉個人番号
資格オカレンス
福祉履歴番号
行政区
dt_資格喪失日
dt_他区転出日
ym_支給停止年月
dt_支給停止解除日
ym_支給開始年月
認定番号
資格喪失事由コード
宛名個人番号
宛名履歴番号
分室区分
処理ステータス
DV区分

○対象児童に関する情報

事業コード
福祉個人番号
資格オカレンス
児童オカレンス
児_福祉個人番号
児_履歴番号
ym_対象開始年月
ym_対象終了年月
要件終了年月
処理ステータス

○支払実績情報

事業コード
福祉個人番号
年月
実績オカレンス

ファイル区分
支払年月
無効区分
支払区分
総児童数
金額

○振込口座情報

福祉個人番号
口座オカレンス
金融機関コード
支店コード
口座種別
口座番号

HK_口座名義人

ゆうちょ支店コード1

ゆうちょ支店コード2

ゆうちょ支店コード3

ゆうちょ口座種別1

ゆうちょ口座番号1

金融機関コード

HK_金融機関名

金融機関コード

支店コード

HK_支店名



答申第 941 号
令和 3 年 6 月 28 日



神戸市長 久元喜造 様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕



答 申

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、令和 3 年 6 月 21 日付け神福障福セ第 565 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分) 事業の実施に伴う
特別児童扶養手当データの利用について
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」について)

- 1 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金を支給するため、福祉局障害者福祉センターが保有する特別児童扶養手当受給者情報を利用して、対象者の抽出等を行うことは、正確かつ迅速な事業の実施に寄与し、公益に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分) 事業の実施に伴う
特別児童扶養手当データの利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

別紙
答申 941

【特別児童扶養手当受給者情報】

○受給者に関する情報

行政区

受給者住基個人番号

受給者住登外フラグ

受給者漢字氏名

受給者カナ氏名

受給者郵便番号

受給者住所

受給者生年月日

抽出条件

証書番号

養育要件

廃止

○対象児童に関する情報

児童住基個人番号

児童住登外フラグ

児童漢字氏名

児童カナ氏名

児童郵便番号

児童住所

児童生年月日

児童同別居区分

○振込口座情報

金融機関コード

金融機関名称

金融機関支店コード

金融機関支店名称

口座種別

口座番号

口座名義人



答申第 942 号
令和 3 年 6 月 28 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、令和 3 年 6 月 23 日付け神行住第 654 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分) 事業の実施に伴う
住民基本台帳情報の利用について
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」について)

- 1 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金を支給するため、行財政局住民課が保有する住民基本台帳情報を利用して、対象者の抽出等を行うことは、正確かつ迅速な事業の実施に寄与し、公益に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分) 事業の実施に伴う
住民基本台帳情報の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

別紙
答申 942

【住民基本台帳情報】

住基個人番号

版数

世帯番号

住民種別 CD

住民状態 CD

氏名カナ

氏名

AL 氏名カナ

AL 氏名

通称名カナ

通称名

性別 CD

生年月日

住所名称

方書名称

郵便番号

世帯主氏名カナ

世帯主氏名

事実上の世帯主氏名

続柄 CD

住民年月日

本来の住民日

DV フラグ

DV 申請年月日

DV 決定年月日

DV 終了年月日



答申第 943 号
令和 3 年 6 月 28 日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕



答 申

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、令和 3 年 6 月 23 日付け神行税市第 1669 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分) 事業の実施に伴う
課税情報の利用について
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」について)

記

- 1 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金を支給するため、行財政局税務部市民税課が保有する課税情報を利用して、対象者の抽出等を行うことは、正確かつ迅速な事業の実施に寄与し、公益に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分) 事業の実施に伴う
課税情報の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

別紙
答申 943

【課税情報】

○税個人情報

DB区分

住基個人番号

賦課年度

税世帯番号

続柄1

続柄2

続柄3

税名寄先宛名番号

扶養否認コード

扶養義務者宛名番号

○税情報

DB区分

個人番号

調定年度

区コード

整理番号

整理番号履歴

賦課年度

非免減コード

移譲後__差引額__市民税

移譲後__差引額__県民税



答 申 第 9 4 4 号
令 和 3 年 6 月 2 8 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会 長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、令和3年6月24日付け神福保第1080号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分) 事業の実施に伴う
生活保護受給者情報の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

- 1 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金を支給するため、福祉局保護課が保有する生活保護受給者情報を利用して、対象者の抽出等を行うことは、正確かつ迅速な事業の実施に寄与し、公益に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分) 事業の実施に伴う
生活保護受給者情報の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

別紙
答申 944

【生活保護受給者情報】

福祉個人番号

福祉履歴番号

DB区分

住基個人番号

履歴番号